

太田市地域包括支援センター 業務委託法人公募要項

令和 8 年 7 月

太田市健康医療部介護サービス課

1. 公募趣旨

太田市では、平成27年度より9つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項各号に規定する包括的支援事業に係る業務等を委託しています。

この度、全9圏域の地域包括支援センターにおいて、令和9年3月末をもって業務委託契約期間が満了することに伴い、次期3年間の地域包括支援センター業務委託法人を公募するものです。

2. 担当地域及び設置数

各圏域の担当地域及びセンター設置数は、表1のとおりとします。日常生活圏域の詳細は、次頁「太田市地域包括支援センター日常生活圏域図」を参照して下さい。

表1 日常生活圏域ごとの担当地域及びセンター設置数（令和7年9月30日現在）

日常生活圏域	担当地域（行政区）	高齢者人口	設置数
1	太田、鳥之郷	6,072人	1
2	九合、休泊	8,980人	1
3	沢野	5,909人	1
4	菰川	5,798人	1
5	強戸、毛里田	5,859人	1
6	宝泉	7,085人	1
7	尾島	4,071人	1
8	木崎、生品、綿打	8,941人	1
9	藪塚東部、藪塚西部	5,621人	1

※応募は1法人につき1圏域とします。

※応募法人がなかった圏域については、再募集を行います。

太田市地域包括支援センター日常生活圏域図



3. 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

本契約は、3年間の長期契約とします。ただし、太田市地域包括支援センター運営協議会で不適当と認めた場合、または法及びこれに関連する政省令、条例等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

4. 応募資格

応募資格は、包括的支援事業等を適切、公正、中立、かつ効率的に実施できる医療法人、社会福祉法人、NPO法人、その他市長が適当と認める法人で、次の条件を満たすものとします。

- (1) 応募圏域内にセンターを設置できること。
- (2) 市内に介護保険サービスを提供する事業所を有していること。
- (3) 3年以上の介護保険サービスの提供実績があること。
- (4) 応募法人の役員等が、過去5年以内に居宅サービス等に関し、不正または著しく不当な行為をした者でないこと。
- (5) 応募法人の役員等が拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁固以上の刑に処された者を含む）でないこと。
- (6) 応募法人の役員等が、太田市暴力団排除条例（平成24年3月23日太田市条例第4号）第2条に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 応募受付の開始日において、国税、県税、市税の滞納がないこと。

5. 業務内容

業務内容については、下記のとおりとします。なお、今後法及びこれに関連する政省令、条例等が改正された場合は、変更されることがあります。

- (1) 第1号介護予防支援事業
- (2) 包括的支援事業
- (3) 地域ケア会議の設置運営
- (4) 指定介護予防支援事業
- (5) その他、市が仕様書で指定する事業

※業務の実施にあたっては、太田市が設置する太田市地域包括支援センター運営協議会、その他市が行う業務と連携して行うこと。

6. 職員体制

- (1) 専門職種の配置

地域包括支援センターには、次のアからウまでの資格を有する者（以下「3職種」

という。)であって、常勤専従の職員を1名ずつ配置することとします。

ア 保健師またはこれに準ずる者 1名

(これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する相談業務の経験年数が1年以上ある看護師を指す。)

イ 社会福祉士またはこれに準ずる者 1名

(これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者を指す。)

ウ 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者 1名

(これに準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者、または将来的に主任介護支援専門員を目指す意思があり、5年以上の実務経験を積んでいる介護支援専門員を指す。)

(2) 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターには、上記の3職種に加え、認知症総合支援事業に従事する職員を1名配置すること。なお、認知症地域支援推進員は、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士または介護支援専門員のいずれかの資格を有している者とし、業務に支障のない範囲であれば、他の職との兼務を可能とします。

(3) 職員の追加配置

表2に掲げる4圏域については、同表中「追加配置職種及び員数」の基準に応じて、職員を追加配置できるものとします。なお、表2は委託料算出に係る人員配置基準を示したものであり、他の圏域における職員の追加配置を妨げるものではありません。

表2 追加配置可能な圏域と追加配置職種及び員数

圏域	名称	追加配置職種及び員数
1	太田・鳥之郷	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から1名
2	九合・休泊	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から2名
6	宝泉	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から2名
8	新田	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から2名

契約期間内に上記圏域で高齢者人口が9,000人を超えた場合、または上記圏域以外で高齢者人口が6,000人を超えた場合は、別途協議の上職員を追加配置できるものとします。

また、契約期間当初は高齢者人口が6,000人を超えていたが、契約期間内に高齢者人口が6,000人を割り込んだ場合、契約期間内は契約期間当初と同じ人員配置で運営できるものとします。

追加配置に係る高齢者人口の基準日は前年3月31日時点とし、別途協議の上職員を追加配置できるのは翌年度4月1日からとなります。

7. 施設整備

センターの施設整備については、以下のとおりとします。

- (1) 応募圏域内に、仕様書の基準に基づき事務所を設置すること。
- (2) 業務に必要なパーソナルコンピューター、プリンター、電話、ファクシミリ等を設置すること。

※上記に係る経費（備品等）は、受託法人の負担とします。

8. 営業日、営業時間及び緊急時連絡体制

- (1) 営業日

月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く)

- (2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 緊急時連絡体制

電話等により、緊急時の24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

9. 運営財源等

- (1) 運営費

次の ア 及び イ の合算額をもって事業の運営費とし、不足額が生じた場合は、受託法人側の負担とします。

ア 地域包括支援センター業務委託料

委託料内訳

	3職種配置分（円／年）	認知症総合支援事業分（円／年）
人件費	16,500,000 円	900,000 円
事務諸経費	1,320,000 円	100,000 円
合計	17,820,000 円	1,000,000 円
業務委託料	18,820,000 円	

上記に加え、5 頁中表 2 の基準に応じて職員を追加配置した場合には、表 3 のとおり

委託料の上乗せを行います。なお、他事業所との兼務職員や非常勤職員等を配置した場合の上乗せ金額については、別途協議の上決定するものとします。

表 3 委託料上乗せ基準表

職 種	委託料上乗せ上限金額（円／年）
3 職種	5,500,000 円
介護支援専門員	5,000,000 円
事務職員	2,000,000 円

- イ 指定介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント費（介護報酬）

（２）委託料の精算

地域包括支援センター業務委託料については、センター運営に係る経費の決算額をもって精算するものとします。なお、契約金額を上回る精算は行わないものとします。

１０．選定の方法

- （１）「太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会」を設置し、応募内容に基づき、本事業に対する考え方や理解度、事業運営能力を総合的に評価し、委託予定事業者を選定します。
- 提出された書類について審査を実施し、審査を通過した応募法人に対し、ヒアリングを１０月頃に実施する予定です。詳細については、別途通知します。
- （２）上記（１）により、圏域ごとに委託予定者を選定し、太田市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取し、太田市長が決定します。
- （３）選定結果は、すべての応募法人に書面で通知します。

１１．応募手続き

（１）公募要項配布期間

令和８年７月２１日（火）から７月３１日（金）

午前８時３０分～午後５時１５分（土日を除く）

※広報おおた ７月１５日号にて掲載予定です。

※公募要項は、太田市ホームページに掲載及び介護サービス課窓口にて配布予定です。

（２）質問受付期間

令和８年７月２２日（水）から７月２８日（火）午後５時１５分まで

別紙質問書により、メールまたはファクシミリで送付してください。

(3) 質問回答日

令和8年7月31日(金) ※太田市ホームページに掲載予定です。

(4) 応募受付期間

令和8年8月3日(月)から8月21日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

(5) 提出書類

- ・別紙提出書類一覧のとおり
- ・提出書類については、ホームページに掲載します。

(6) 提出部数

正本1部、副本(正本の写し)10部

(7) 提出にあたっての留意点

- ・提出書類はA4版縦型左綴じとし、書類にインデックスを貼付してください。その際、書類に直接貼付するのではなく、書類の前に白紙を挿入し、そちらにインデックスを貼付してください。
- ・提出書類一式については、返却いたしません。
- ・提出書類に係る経費は、すべて応募法人の負担とします。
- ・提出書類は、持参による受付とします。(来所される際は、事前に連絡してください。)

(8) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)に理由を明記し、提出してください。

12. 提出先(問い合わせ先)

太田市 健康医療部 介護サービス課 地域支援係

〒373-8718 太田市浜町2番35号(太田市役所1階)

電話 0276-47-1856

FAX 0276-47-1889

メールアドレス 020800@mx.city.ota.gunma.jp

13. 今後のスケジュール

- ・応募受付期間 令和8年8月3日（月）から8月21日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
- ・第1回太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会
（令和8年9月予定）
- ・応募法人書類審査及びヒアリング（令和8年10月上旬予定）
- ・第2回太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会
（令和8年10月下旬予定）
- ・太田市地域包括支援センター運営協議会（11月上旬予定）
選定委員会の審査及び選定の結果を報告し、意見聴取を行います。
- ・委託法人の決定（11月下旬予定）
運営協議会の意見をもとに太田市長が委託する法人の決定を行います。なお、結果は応募した法人に対して通知し、委託法人については、太田市ホームページに掲載し公表します。
- ・開設準備（研修実施、引継ぎ）（令和8年12月から令和9年3月）
令和8年12月から令和9年3月まで、業務の引継ぎと事務所の開設準備を行います。この間の費用は、受託法人の負担とします。
- ・業務委託契約締結・業務開始（令和9年4月1日）
詳細は、委託法人と協議を行います。